

第 048 報

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

～一時的な生活費をお貸しします～

- 地震（じしん）のあと、お金（かね）がなくてこまっている人（ひと）は読（よ）んでください。
- お金（かね）がなくて、生活（せいかつ）するのがたいへんな人（ひと）はお金（かね）を借（か）りることができます。
- このお金（かね）はあとで返（かえ）さなければいけません。 気（き）をつけてください。

【くわしいこと】

（1）借（か）りることが出来る人（ひと）

熊本県（くまもとけん）に住（す）んでいる人（ひと）で、地震（じしん）のせいで生活（せいかつ）するお金（かね）にこまっている人（ひと）

（2）借（か）りることが出来るお金（かね）

ひとつの家族（かぞく）で一番（いちばん）高（たか）くて 10万円 までです。

一回（いっかい）だけ借（か）りることが出来ます。

*しかし

- ・家族（かぞく）のなかで地震（じしん）で死（し）んだ人（ひと）がいるところ
- ・家族（かぞく）のなかで介護（かいご）がいる人（ひと）がいるところ
※介護（かいご）がいる人（ひと）… 自分（じぶん）ひとりではうごけなくて、だれかの手伝（てつだ）いがいる人（ひと）のこと。
- ・家族（かぞく）のなかで地震（じしん）で大（おお）きなけがをした人（ひと）や、妊婦（にんぷ）：お腹（なか）に赤（あか）ちゃんがいる人（ひと）、小学生（しょうがくせい）のこどもがいるところ
- ・家族（かぞく）が4人（よにん）よりも多（おお）いところ

↑ 上（うえ）のどれかと同（おな）じ人（ひと）は一番（いちばん）高（たか）くて20万円 まで借（か）りることが出来ます。これも一回（いっかい）だけです。

（3）据置期間（すえおききかん）：お金（かね）を返（かえ）しはじめるまでの日（ひ）にち

お金（かね）を借（か）りた日（ひ）から4年（ねん）

※たとえば… 2016年6月9日に お金（かね）を借（か）りた人（ひと）

→2020年6月9日までに借（か）りた お金（かね）を返（かえ）すのを はじめないと いけません。

(4) 償還期限(しょうかんきげん)：お金(かね)を 全部(ぜんぶ)返(かえ)しお
わる までの 日(ひ) にち

据置期間(すえおききかん)が おわってから 2年

*一度(いちど) お金(かね)を 返(かえ)すのを はじめたら、2年(ねん)で 全部(ぜんぶ)
返(かえ)してください。

(5) 利子(りし)

利子(りし)は ありません。 借(か)りた お金(かね)と おなじ 分(ぶん)の お金(か
ね)を 返(かえ)して ください。

(6) お金(かね)の もらい方(かた)

銀行(ぎんこう)などに ふりこまれます。 申(もう)し込(こ)む ときに どの 銀行(ぎ
んこう)か、どの 口座(こうざ)か、決(き)めてください。

(7) 用意(ようい)するもの

1. あなたの 身分(みぶん)が 書(か)いてあるもの。

→運転免許証(うんてんめんきょしょう)、健康保険証(けんこうほけんしょう)、住民票(じゅ
うみんひょう) など

2. 印鑑(いんかん)：判子(はんこ)

→印鑑(いんかん)が ない ときは 指(ゆび)を かわりに 使(つか)います。

*印鑑(いんかん)・判子(はんこ)：自分(じぶん)の 名前(なまえ)の スタンプ。

赤(あか)い インクを つけて 紙(かみ)に 押(お)します。

3. 預金通帳(よきんつうちょう) か キャッシュカード

*預金通帳(よきんつうちょう)：通帳(つうちょう)。 お金(かね)が どれくらい あるか 書(か)
いてある 小(ちい)さい ノート。

*キャッシュカード：お金(かね)を ATMで 出(だ)すとき 使(つか)う カード。

(8) 申(もう)し込(こ)みを する ところ

市町村社会福祉協議会(しちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい)

・住(す)んでいる 市(し)や 町(まち)、村(むら)の 社会福祉協議会(しゃかいふくし
きょうぎかい)に 申(もう)し込(こ)んでください。

・避難(ひなん)している人(ひと)は 避難(ひなん)している ところの 社会福祉協議会(し
ゃかいふくしきょうぎかい)に 申(もう)し込(こ)んでください。

・熊本県(くまもとけん)から ほかの 県(けん)に 避難(ひなん)した 人(ひと)は、そ
この 「都道府県社会福祉協議会(とどうふけんしゃかいふくしきょうぎかい)」で 借(か)りま
す。

*熊本市(くまもとし)では 5月(がつ)6日(にち) おひる1時(じ)から はじめました。

(9) 申(もう)し込(こ)みの 時間(じかん)・質問(しつもん)が できる 時間(じかん)

あさ10時(じ) から ゆうがた4時(じ)

*土曜日(どようび)・日曜日(にちようび)・祝日(しゅくじつ)は できません。

(10) ほかに 申(もう)し込(こ)みが できる ところ

○熊本市立図書館(くまもとしりつとしょかん)の 2階(かい)

ところ: 〒862-0971 熊本市 中央区 大江6-1-74 (くまもとし ちゅうおうく おおえ)

○熊本市動植物園(くまもとしどうしょくぶつえん) 緑(みどり)の相談所(そうだんじょ)

ところ: 〒862-0911 熊本市 東区 健軍5-13-1 (くまもとし ひがしく けんぐん)

○熊本市南区役所 城南総合出張所(くまもとしみなみくやくしょ じょうなんそうごうしゅつちようじょ)の 3階(かい)

ところ: 〒861-4202 熊本市 南区 城南町 宮地 1050 (くまもとし みなみく じょうなんまち みやじ)

【ききたいことがある人(ひと)は 電話(でんわ)してください】

*申(もう)し込(こ)みも 同(おな)じところ です。

熊本市社会福祉協議会(くまもとししゃかいふくしきょうぎかい)

でんわ: 096-322-2331

【実施主体】社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

ところ: 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7

でんわ: 096-324-5475